

西目屋村職員に対する懲戒処分の公表について

令和5年3月31日

次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

1 処分対象者

村長部局の50代男性職員

2 処分内容

停職1月間

3 処分発令日

令和5年3月31日

4 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、同法第33条による

5 事案の概要

対象職員は、村内の公道外の駐車場敷地内において、酒気を帯びた状態で私有車を運転し、物損事故を起こした。警察の計測により呼気から0.20ミリグラムのアルコールが検出された。

6 村長コメント

日頃から飲酒運転の撲滅に取組み、綱紀粛正について機会があるごとに注意喚起してきたところですが、警察の行政処分はなかったものの、村職員の飲酒運転による信用失墜行為につきましては、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為で、誠に遺憾であり、村民に心からお詫び申し上げます。

今後は、早急に村民の信頼を取り戻せるよう、あらためて職員に周知徹底を図り、再発防止や村政に対する信頼回復に職員一同取り組んでまいります。

お問い合わせ先

西目屋村役場総務課

0172-85-2111